

# 沖縄県世代間スキル継承型雇用促進事業助成金交付要綱

## (通則)

第1条 沖縄県世代間スキル継承型雇用促進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (目的)

第2条 高年齢者従業員の継続雇用と15歳から30歳までの若年者（以下「若年者」という。）の新規雇用の両立を図りながら、両世代が一体的に就労に取り組む雇用形態を取り入れた事業者には、予算の範囲内で助成金を交付することにより、若年者の雇用の場の創出、人材育成、定着支援及び県内企業の活性化につなげることを目的とする。

## (助成対象事業者)

第3条 助成金の交付の対象となる事業者は別表1に定める事業者（以下「事業者」という。）とする。

## (助成事業の内容)

第4条 事業者が、若年者を新規雇用して、別表2に定める世代間のペア就労（以下「ペア就労」という。）を3か月間導入し、若年者の人材育成及び定着支援に取り組んだ場合に、助成金を支給する。

## (助成金額)

第5条 助成金額は、次のとおりとする。

雇用期間の定めのない雇用 1人あたり40万円

2 一つの事業者が一つの年度内に助成を受けられる新規雇用者は3人までとする。

## (事業計画の提出及び交付申請並びに交付決定)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「助成金交付希望者」という。）は、原則として若年者を新規雇用した日から起算して6か月を経過する日までの間に、沖縄県世代間スキル継承型雇用促進事業ペア就労導入事業計画書兼交付申請書（様式第1号。以下「計画書兼交付申請書」という。）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の計画書兼交付申請書による交付申請があったときは、その内容等を審査のうえ、交付の可否を決定し、助成金交付希望者に沖縄県世代間スキル継承型雇用促進事業ペア就労導入事業計画承認通知書兼交付決定通知書（様式第2号）を送付する。

## (申請の取下げ)

第7条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）が、助成金の交付申請を取り下げようとする場合は、沖縄県世代間スキル継承型雇用促進事業助成金交付取下げ申請書（様式第3号）を遅滞なく知事に提出しなければならない。

(事業内容の変更)

第8条 ペア就労導入事業の承認を受けた事業者（以下「ペア就労導入事業者」という。）が、事業内容の変更をしようとするときは、遅滞なく沖縄県世代間スキル継承型雇用促進事業ペア就労導入事業計画変更申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第9条 ペア就労導入事業者は、承認を受けた事業を中止し、又は廃止しようとするときは、沖縄県世代間スキル継承型雇用促進事業ペア就労導入事業中止（廃止）申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第10条 助成事業者は、知事からの請求があれば、沖縄県世代間スキル継承型雇用促進事業遂行状況報告書（様式第6号）を作成し、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、世代間ペア就労導入事業実施期間の終期から起算して1か月後、又は交付決定に係る年度の3月15日のうちいずれか早い日までに沖縄県世代間スキル継承型雇用促進事業ペア就労導入事業実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前項の期限までに提出できない特別な理由があるときは、沖縄県世代間スキル継承型雇用促進事業ペア就労導入事業実績報告書提出期限延長承認申請書（様式第8号）を前項の期限の7日間前までに知事に提出し、その承認を受けて交付決定に係る年度の3月31日まで延期することができる。

(立入検査等)

第12条 知事は、助成事業の適正を期するため必要があるときは、助成事業者に対して報告させ、又は職員にその事業所等に立ち入り、帳簿書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする事務員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(交付金額の確定)

第13条 知事は、第11条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、交付金額を確定し、助成事業者に沖縄県世代間スキル継承型雇用促進事業ペア就労導入事業助成金確定通知書（様式第9号）を送付する。

(助成金の請求及び支給)

第14条 助成金の交付を受けようとする助成事業者は、前条の沖縄県世代間スキル継承型雇用促進事業ペア就労導入事業助成金確定通知書を受けた後に、沖縄県世代間スキル継

承型雇用促進事業ペア就労導入事業助成金請求書（様式第 10 号）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は前項の請求書の内容が正当であるときは、これを受け取った日の翌日から起算して 30 日以内に助成事業者に助成金を支給するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 15 条 知事は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）提出書類に虚偽の記載があった場合。
- （2）この要綱に規定する助成金の交付要件を欠くこととなった場合。  
但し、助成事業者の責に帰することができないと認められる場合を除く。
- （3）不正の手段により助成金の交付決定を受けた場合。
- （4）その他本要綱に反する場合。

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

- 4 第 2 項の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（帳簿等の整備、保存）

第 16 条 助成事業者は、助成金に係る事業の収支に関する状況を明らかにするために必要な帳簿及び証拠書類を備え、これらの書類を事業のすべてが完成した日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（成果の公表）

第 17 条 知事は、本要綱により助成金を交付した事業について成果を公表することができる。

- 2 助成事業者は、知事が行う助成事業の成果の公表に協力しなければならない。

（事業所の変更届）

第 18 条 助成事業者は、法人登記事項及び定款等に変更があった場合には、その変更のあった日から 2 週間以内に沖縄県世代間スキル継承型雇用促進事業事業所変更届出書（様式第 11 号）を知事に提出しなければならない。

（事業実施の委託）

第 19 条 本事業に係る周知広報、問い合わせ及び助成金の申請にかかる業務は「沖縄県世代間スキル継承型雇用促進事業受託事業者（以下「受託事業者」という。）に委託する

ものとする。

- 2 助成金交付希望者は、本事業にかかる問い合わせ及び申請を受託事業者に行うものとする。
- 3 助成金交付希望者及び助成事業者は、本事業に係る申請書を受託事業者を経由し知事に提出するものとする。

(補 則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年 3 月 31 日をもって効力を失う。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年 3 月 31 日をもって効力を失う。

## 別表 1（第 3 条関係）

事業者とは、従業員が65歳まで働けるよう①定年の廃止、②定年の引き上げ、③継続雇用制度の導入、のいずれかの措置を講じている、又は今後 3 か月以内に導入を行う企業及び団体(注 1)で、過去 6 か月以内に事業主都合による離職者がいないことを条件とする。

注 1：県内に住所を有し、中小企業基本法第 2 条に定義された中小企業、または中小企業が主な構成員となる団体とする。

## 別表 2（第 4 条関係）

世代間ペア就労とは高年齢者従業員と、当該年度に新規に雇用された若年者従業員がペアを組んで同じ業務に携わることにより、次のいずれかの効果が得られると同時に、若年者従業員への技能継承が行われる就労形態をいう。

### ①人材育成型

高年齢者の持つ高い技術や経験を活用して、若年者の人材育成を図る。

### ②能力補完型

高年齢者の体力的な負担や若年者の技術・経験不足等を双方が補完し合う。

### ③ワークシェアリング型

世代間で異なる就業希望時間のニーズを組み合わせることで、お互いの職務を補い合う。ただし、技能の継承を図るために、若年者従業員と高年齢者従業員の間で一定時間重複する勤務時間を設けることを前提とする。

### ④企業活性化型

異なる世代間の能力や意見を組み合わせることにより、新たなモノを生み出し、企業の活性化につなげる。

⑤その他、世代間でペアを組むことにより、若年者従業員への技能継承、人材育成が図られると認められる就労形態